**＊　　　　　　　　　　における全体についての消防計画**

統括防火管理者用

　　　　年　　月に作成したこの計画は、次のことについて定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | （消防法施行規則） |
| １ | 目的と適用範囲 |  |
| ２ | 防火対象物の権原の範囲に関すること | 第４条第１項一号 |
| ３ | 防火管理上必要な業務の一部委託に関すること | 第４条第１項二号 |
| ４ | 防火対象物全体の訓練の実施に関すること | 第４条第１項三号 |
| ５ | 避難施設等の維持管理及びその案内に関すること | 第４条第１項四号 |
| ６ | 災害発生時の消火・通報・避難に関すること | 第４条第１項五号 |
| ７ | 火災発生時の消防隊との連携に関すること | 第４条第１項六号 |
| ８ | その他防火対象物全体について必要な事項 | 第４条第１項七号 |
| ９ | 地震防災対策について | 第４条第４項 |

１　目的と適用範囲

⑴　この計画は、消防法第８条の２第1項に基づき、統括防火管理者が、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

⑵　この全体についての消防計画は、当該防火対象物に出入りするすべての者に適用する。

２　防火対象物の権原の範囲に関すること

当該防火対象物における各管理権原者の当該権原の範囲は、**別紙１「防火対象物の各管理権原者の権原範囲」**のとおりとする。

３　防火管理上必要な業務の一部委託に関すること

|  |  |
| --- | --- |
|  | 防火管理業務の一部委託　**該当なし** |
|  | 防火管理業務の一部委託　**該当あり※** |

* 受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法については**別紙２「防火管理業務の一部委託状況表」**のとおりとする。

４　防火対象物全体の訓練の実施に関すること

⑴　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報、避難の訓練等を実施する。

⑵　訓練の参加者は、次に定める者とする。

ア　各事業所の消防計画に定める自衛消防隊員

イ　アに定める者以外の従業員及び関係者

ウ　その他訓練への参加が必要な者

⑶　統括防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるよう努める。

５　避難施設等の維持管理及びその案内に関すること

⑴　避難施設等の維持管理について

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

ア　廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

(ｱ)　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

(ｲ)　床面は避難時に、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。

(ｳ)　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員が有効となるよう保持する。

イ　安全区画、防煙区画の維持管理

(ｱ)　防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持する。

(ｲ)　閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

⑵　避難経路について

防火管理者は、従業員等に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出し、周知する。

６　災害発生時の通報・消火・避難に関すること

火災、地震その他の災害等による人的又は物的被害を最小限にとどめるため、各防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応しなければならない。

⑴　通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者に報告しなければならない。

⑵　消火活動

ア　火災発生現場の近くにいる者は、従業員及び他の在館者（以下「従業員等」という。）と協力して初期消火を行わなければならない。

イ　各事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮の下で、相互に協力して消火活動を行わなければならない。

⑶　避難誘導

ア　各事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へと避難誘導しなければならない。

イ　各事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告しなければならない。

７　火災発生時の消防隊との連携に関すること

⑴　情報提供について

ア　統括防火管理者は、火災が発生した際に消防隊に対して情報提供のため、次に掲げる図書等を適切に保管する。

イ　防火対象物の平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等防火対象物の概要に関するもの

ウ　火気使用設備・器具等の設置位置、構造等の状況を示した図

エ　緊急時連絡先一覧

オ　防火管理維持台帳

⑵　消防隊の誘導について

火災が発生した際は、当該防火対象物付近に消防隊の誘導員を配置する。

８　その他防火対象物全体について必要な事項

⑴　統括防火管理者が行う管理業務等

ア　放火防止対策

　統括防火管理者は、次の放火防止対策を推進する。

(ｱ)　建物内外の可燃物の除去等

(ｲ)　物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

(ｳ)　挙動不審者への声掛け

(ｴ)　死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

イ　工事中等の安全対策

(ｱ)　統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合は、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防機関へ届け出る。

(ｲ)　統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

⑵　防火対象物及び消防用設備等の点検・検査

ア　点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に編冊して、保管する。

イ　自主検査は、次のとおり実施する。

(ｱ)　統括防火管理者は、共用部分等について、**別紙３「自主検査表」**に基づき、定期に自主検査を実施する。

(ｲ)　統括防火管理者は、自主検査表を適宜確認し、その記録を継続的に管理する。

(ｳ)　統括防火管理者は、不備・欠陥部分を認めた場合、権原を有する管理権原者に報告し、各防火管理者に改修の指示を行う。

⑶　休日・夜間等における全体についての防火管理体制

【緊急連絡先】

氏　名　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　（　　　）　　　―

事業所の防火管理者は、休日及び夜間等において火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

⑷　ガス漏えい事故防止対策

　ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに統括防火管理者及び防火管理者に報告し、防火対象物内の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が相互に協力して、ガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止しなければならない。また、ガス漏えい事故防止対策及び出火防止対策として、当該ガスを消費する事業所の防火管理者は、各事業所の消防計画に定めなければならない。

⑸　自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）の対応

自動通報を利用している事業所の防火管理者は、自動火災報知設備等が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときは、必要な初動措置を図るとともに、直ちに統括防火管理者に報告しなければならない。

９　地震防災対策について

⑴　地震に対する事前計画

ア　統括防火管理者は、建物全体の地震予防措置を把握し、必要があれば各防火管理者に対し、措置を講ずるよう指示する。ただし、共用部分については統括防火管理者の責任の下措置を講ずる。

イ　各管理権原者は、各事業所用の救助救護資器材や非常用物品等を準備し、統括防火管理者は、各事業所とは別に建物全体についての救助救護用資器材や非常用物品等を準備する。

⑵　地震発生時の活動計画

ア　統括防火管理者は、建物全体の被害状況等を確認し、各防火管理者に対し周知するとともに、必要な措置を行う。

イ　被害の無い事業所について統括防火管理者から要請があった場合は、他の事業所と協力して活動を行う。

ウ　その他各事業所の消火活動等については、各事業所が定める消防計画による。

防火対象物の各管理権原者の権原範囲（一覧）

別紙１

【所有者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者氏名 | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

【管理権原者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 店　舗　名　称 | 管理権原者氏名 |
| ① |  |  |
| ② |  |  |
| ③ |  |  |
| ④ |  |  |
| ⑤ |  |  |
| ⑥ |  |  |
| ⑦ |  |  |
| ⑧ |  |  |
| ⑨ |  |  |
| ⑩ |  |  |

* 平面図等を添付すること。

防火対象物の各管理権原者の権原範囲（図面）

別紙２

防火管理業務の一部委託状況表

（防火管理業務の一部委託）に該当の場合のみ記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者の氏名・住所・電話番号 | 氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 電話番号 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常　駐　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務□火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  | 常駐人員 | 人 |
| 委託する時間帯 |  |
| 巡　回　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務□火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 | 人 |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠　隔　移　報　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務□火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 待機場所 |  | 所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  |

別紙３

自主検査表　　　　月

|  |  |
| --- | --- |
| 日 | 点検項目 |
| 終業時の火気確認 | 避難通路の確認 | 吸い殻等の確認 | その他 | 点検者 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 確　認 |  |

※　検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を付する。

なお不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

※　本検査表のうち、事業所の実態に沿わないものに関しては、追加及び削除する。